

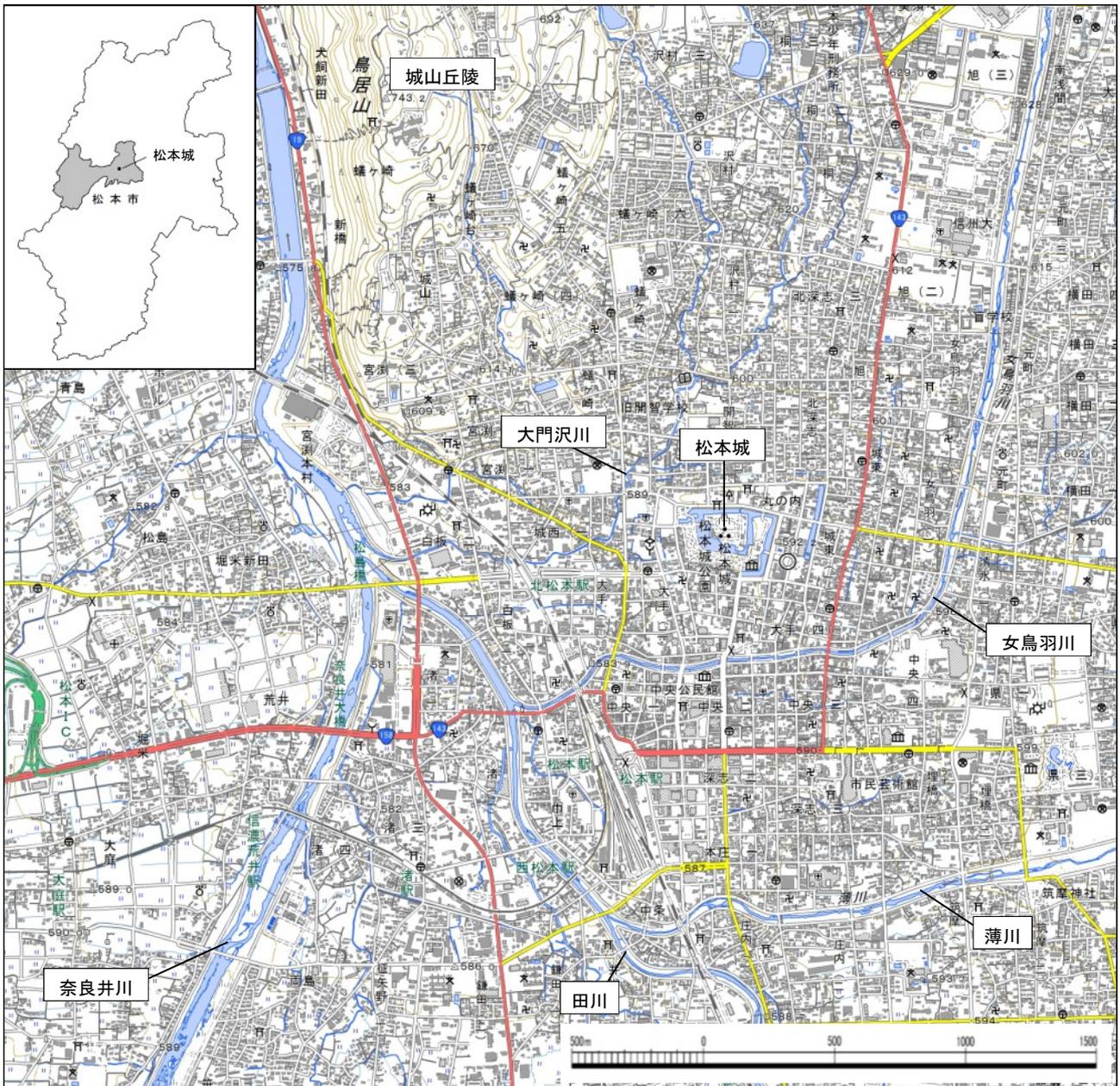
第2章 松本城の概要

1 松本城の位置と自然環境

(1) 松本城の立地

松本城は、西側には3,000メートル級の高山が連なる飛騨山脈、東側には美ヶ原高原に代表される1,000メートルから2,000メートルの山々が連なる筑摩山地に挟まれた南北に細長い松本盆地の中央部にあります。東側の筑摩山地から流れてきた薄（すすき）川と女鳥羽（めとば）川によって形成された複合扇状地の末端部に立地しています。城郭の最高所（北馬出周辺）で標高597メートル、最低所（総堀南西隅）で標高586メートルを測り、北東から南西に向かって緩く傾斜している地形にあり、平均勾配は1.3パーセント弱で、ほぼ平坦地にある平城です。

松本城の周囲を概観すると、北側及び北東から大門沢川・女鳥羽川が、東からは湯川・薄川が、南からは田川・奈良井川が流れており、北西1.5キロメートルには標高670メートルの城山を先端とする城山丘陵が北方に向かって尾根状に連なり、その西側に松本盆地が南北方向に広がっています。東方約4キロメートルには筑摩山地の山麓があり、山地は東・南へと連なっています。松本城は、周囲を川に囲まれ、更にその周囲を山が囲む場所にあります。



第2図 松本城の位置（国土地理院の電子地形図25000を使用 河川等名称を加筆）

城の南に広がる旧市街地の約4キロメートル四方は、洪積世末頃始まった局地的な地殻変動により、松本盆地の東端の一部が沈降したことで湖沼化し、西側は逆に傾動しながら隆起して、城山丘陵を形成するに至ったものです。湖沼化した低地に形成された扇状地の扇端部分は、必然的に地下水水位が高く湧水もあり、城としては水利に恵まれた要害の地であったこととなります。しかし城下町では、沈降が続く地盤であるため、大火の後には必ず客土をして整地するなど湿地を改良する営みが行われていたことが、発掘調査の結果から明らかになっています。

(2) 松本盆地の地形と地質

松本盆地は、洪積世中期に全国的な造盆地運動の一環として誕生した構造的盆地で、長さ南北約50キロメートル、面積約400平方キロメートルに及び、西と南は飛騨山脈の中古世層と、それに貫入した火成岩類より成り立っています。松本城のある盆地の南半分を占める主な堆積物は、南西方向からの梓川による広大な扇状地性堆積物と、南部山地から北流する鎖川・奈良井川・田川等による扇状地性堆積物があり、これらが合して複合扇状地を形成し、緩く東北東に傾斜しています。

一度誕生した松本盆地も、洪積世後期には盆地の東部、旧松本市街地付近の約4キロメートル四方に局地的な構造的性(断層)小盆地の形成が始まり、同時にその西部が傾動しながら隆起を始めて、それまで大口沢方面へと西流していた古女鳥羽川が南の城山方向に流れを変えました。川の砂礫を第三紀層の上に載せ、更に隆起が進んで形成された山地(城山丘陵)によって流路は更に東へと押しやられ、右岸に三段の段丘面を形成しつつ、古女鳥羽川による扇状地の原型ができあがりました。

古女鳥羽川は、縄文時代頃には現岡田町西側の凹地を流れて南下し、その下流は現大門沢川となって白板付近で田川と合流していましたが、平安時代中期の大洪水により、自らが形成した自然堤防により、流路を東へと変え、南流するようになりました。現在の女鳥羽川は、松本城の南東側で流路を南から西へ変えており、深志城または松本城の整備の過程で、城郭の防御のため人工的に流路が変えられたといわれていますが、文献史料や発掘調査による裏付けはありません。

松本市街地に形成された局地的盆地(深志湖又は沼と仮称することもある)はその後も沈降が続いており、この低地を埋める堆積物は、北からの女鳥羽川と、東からの薄川の扇状地性堆積物です。

女鳥羽川は、三才山峠(1,500メートル)から流れ出す本沢の他、いくつかの沢を合わせて西流し、稲倉付近で南に流れ、流路の首振りにより第三段丘面に南に広がる扇状地を形成しています。薄川は、東部の三峰山や扉峠を源流とし、いくつかの沢を合わせて西流し、入山辺地区の西端付近を扇頂として西に広がる扇状地を形成しています。この両者は、東は湯川付近で接し、これより南西方向に延び、流路の首振りとともに、その堆積物はサンドイッチ状に、あるいは混成して堆積して複合扇状地を形成して、城の南側の現女鳥羽川付近に達しています。

(3) 松本城周辺の地形・地質

松本城周辺の砂礫土は、近年行われているボーリング調査の結果、大別すると松本盆地形成時の堆積物(梓川系)と、局部的沈降地帯となつてからの堆積物(女鳥羽川・薄川系)であり、両者は地下40メートル前後で重なっていますが、堆積時までの時間差が大きいので不整合関係です。沈降地帯(深志湖)となつてからの堆積物には、地下30メートル付近から上に何層もの漆黒色粘土層がみられますが、これは扇状地の特徴として流路の首振りにより、流路が遠ざかると湿地帯となつて有機質の多い粘土層が、流路となつた時には砂礫が堆積したことを示しています。

この局部的沈降地帯の動きはまだ継続しているものとみられ、発掘調査成果から、松本城下町では年1.6から2.4ミリメートルの速さで沈降していることが判明しています。これは松本盆地中心付近の沈降率年1ミリメートルと比べて大きな値となっています。このことが扇状地の扇端とあいまって、湧水や地下水面の高くなっている原因です。

2 松本城・城下町及びその周辺の歴史的環境

(1) 原始・古代

松本城のある一帯は、薄川と女鳥羽川の複合扇状地の末端であり、湧水が多い湿地帯です。しかし二の丸、三の丸、城下町の発掘調査の際、縄文時代中期、後期(約4,000年前から3,000年前)の打製石斧、土器、弥生土器などが出土しており、少ないながらも生活の痕跡が確認されています。

古墳時代になると、城下町の範囲において古墳時代前期（5世紀）の竪穴住居が確認されており、湿地帯の中の微高地に集落があったことが推測されます。

奈良・平安時代には、天皇を中心とした朝廷による律令制が行われ、松本市内の集落も信濃国筑摩郡・安曇郡（梓川より北の地域）として、この律令制に組み込まれました。信濃国の国府は、はじめは現在の上田に置かれていましたが、8世紀末～9世紀前半に、松本に移されました。ただ、国府の場所、規模等ははまだわかっておらず、惣社、大村、筑摩などが候補地とされていますが、今後の発掘調査の成果が期待されます

(2) 中世から戦国時代

鎌倉時代から国ごとに守護がおかれ、荘園や公領には地頭が置かれました。信濃国守護は、最初は比企氏でしたが、後に北条氏となりました。鎌倉幕府が倒れ、北条氏が滅びると、小笠原氏が守護となりました。

小笠原氏が信濃守護となったのは、建武政権樹立に際し功績を取めた小笠原貞宗からで、1340年頃までには所領を得て府中（松本のこと。国府が置かれたため、こう呼ばれました）に進出し、井川館（市特別史跡井川城跡）を築いたとされます。ただ、在地の有力武士（国人）の勢力が強く、信濃国守護でありながら、小笠原氏の支配地は主に松本から南信地方に限られていました。応永7年（1400年）には、守護として赴任した小笠原長秀に対し、各地の国人が反抗し、長秀が守護を解任された（大塔合戦）こともあるなど、小笠原氏はたびたび守護職を失い、それに伴って信濃は室町幕府や鎌倉府の直轄下に置かれました。こうした中、応永32年（1425）年に守護となり、小笠原氏を中興したのが小笠原政康でした。しかし、政康の死後、相続を巡る争いから小笠原氏は二つに分かれ、府中と伊那をそれぞれ本拠地としました。伊那を本拠地とした小笠原氏は更に二つ（鈴岡、松尾）に分裂し、3つに分かれた同族間が対立するようになりました。戦乱が激しくなる中で、府中の小笠原氏の本拠地も、15世紀の後半には、平地の井川館から山城である林城を要害とする林（現在の里山辺・入山辺地区）に移されました。この同族間の争いは、天文3年（1534）年頃に府中の小笠原長棟が統一するまで続きました。

松本城の前身である深志城は、松本藩主水野忠幹が享保7年（1722年）から編纂させ、享保9年（1724年）に完成した松本藩及び信濃国の地誌である『信府統記』によれば、永正元年（1504年）に、信濃守護小笠原氏に連なる一族である島立氏が、この地に居館を構え、深志の城と称したことによるとされています。もともとこの地には坂西氏の居館があったとされ、これを拡張して二の曲輪を整備したと考えられています。深志城は本拠地である林城を守る支城の一つでした。

天文14年（1545年）から、隣国甲斐の武田晴信（信玄）による信濃国への侵攻が本格化しました。小笠原長棟の跡を継いだ長時は、天文17年（1548年）の塩尻峠の戦いで武田氏に敗れ、天文19年（1550年）に本拠地である林城等を自落させて敗走したことが、武田家家臣駒井政武（高白斎）が記したとされる武田氏に関する記録史料の『高白斎記』等に記されています。武田晴信は松本の地に入ると、山城の林城等を用いず、中信地方の支配拠点として平城の深志城を用い、その拡張整備を進めました。

近年行われた松本城三の丸（大名町・土居尻）の発掘調査において深志城時代の遺構と思われる大規模な造成や堀の跡が確認されています。また、松本城二の丸御殿跡の発掘調査では、江戸時代の面の下層に16世紀代の生活面が確認されています。しかし、小笠原氏の支城としての深志城、武田氏時代の深志城の状況や現在の松本城との関係は文献史料、発掘調査結果とも不足しており、詳細は明らかになっていません。

松本城には丸馬出しが4か所設けられており、丸馬出しが武田氏の居館に特徴的に見られる構造であることから、松本城の三の丸までの縄張りが武田氏によるものとされてきましたが、近年の各地の調査成果からは、江戸時代にも丸馬出しが築造されることが明らかとなっており、小笠原氏、武田氏の深志城の様子や松本城との関係については、今後の発掘調査等により明らかにする必要があります。

(3) 近世城郭としての松本城の成立と城下町の形成

武田氏による信濃国の支配は、天正10年（1582年）年3月に織田信長が武田勝頼を滅ぼしたことで終わりを迎えます。織田信長は、信濃国のうち、安曇・筑摩両郡を木曾義昌に安堵し、深志城へは木曾氏が入りました。しかし3か月後の同年6月2日に本能寺の変が起きて織田氏の政権が崩壊すると、木曾氏による支配が固まっていた当地方は、周辺の上杉氏、徳川氏、北条氏といった大勢力による抗争地帯となりました（天正壬午の乱）。松本平では、その一連の戦乱の中で、越後の上杉氏の支援を受けた小笠原貞種（長時の弟：洞雪）が、織田氏の後ろ盾をなくした木曾氏を追い、深志城に入りました。しかし、小笠原貞種（長時の嫡子）が、徳川氏の支援を受けて、父長時の旧臣を糾合して叔父である貞種を追放し、深志城を

奪回すると深志城の名を改めて松本城とし、筑摩・安曇両郡の平定を進めました。天正13年頃までに領国の支配を確立すると、貞慶は武家地と町人地を明確に区分した城郭・城下町の本格的な整備に着手しました。『信府統記』（第一信州松本城主記録）には、「深志ヲ改メテ松本ノ城ト号シ、大ニ普請ヲ企テ、天正十三年乙酉年ヨリ今ノ宿城地割シテ、同十五年丁亥年マテニ、市辻泥町辺ノ町屋残ラズ本町江引移シ、東町・中町ヲ割り、麻葉町ヲ安原ト改メ、西口ヲ伊勢町ト名ツケ、通り筋ヲ定メ、家ヲ建続ケ、浄林寺ヲ林村ヨリ伊勢町ヘ引移シ、生安寺ヲ泥町ヨリ本町江移シ、瑞松寺ハ今ノ飯田町ニアリシヲ宮村ニ移ス、枝町ヲモ地割アリ、和泉町・横田町・飯田町・小池町・宮村町・馬口労町等ノ名ハ定リケレトモ、家居ハ村々ノ如クニテ、町並軒端ハ未ツラナラザリシト云フ、三ノ曲輪縄張シテ、壘ヲホリ土手ヲ築キ、四方ニ五ヶ所ノ大城戸ヲ構ヘ、南門ヲ追手ト定メ、小路ヲ割り、土屋舗ヲ建テ泥町ノ跡ヲ柳町ト号ス、然レ共、家居ハ未立統カサリシト云フ」とあります。現在の二の丸の東側にあった市辻・泥町といった町屋を女鳥羽川南の本町に移し、善光寺街道沿いに本町・中町・東町（親町三町）を、野麦街道沿いに伊勢町を置き、親町からの枝町も町割を行いました。また、城郭の整備についても、三の丸の縄張を行い、堀を掘り土塁を築いて、5カ所の入口に大城戸を設け、このうちの南門を大手門とし、三の丸内の整備を進めたことがわかります。ただし、この段階では町割はできたものの、城下町、三の丸内とも建物はまだ少なかったことがうかがわれます。

天正18年（1590年）の豊臣秀吉による小田原攻め後、豊臣氏の政権が確立し、徳川氏が北条氏の旧領である関東へと転封となり、徳川氏に従っていた小笠原氏も下総国古河（茨城県古河市）へ移りました。

小笠原氏の後には、豊臣秀吉の命を受けた石川数正が藩主となりました。『信府統記』には、「康昌（注：数正）当城二ノ曲輪ノ内ニ慰ミ所ヲ作ル、箇三寺ト号ス、今古山寺ト云、是ナリ、城普請ヲ催ト云ヘトモ、未タ成ラズ」とあり、数正が引き続き城郭・城下町の整備を行い、二の丸には箇山寺御殿を造営したものの、秀吉による朝鮮出兵に伴い、肥前国名護屋（佐賀県唐津市）に赴き、文禄元年（1592年）に死去しました。城郭の整備は、子の康長に引き継がれ、『信府統記』には、「父康昌（注：数正）ノ企テル城普請ヲ継、天守ヲ建、惣堀（注：「全ての堀」を指す）ヲサラヘ、幅ヲ広クシ、岸ノ高クシテ石垣ヲ築キ、渡リ矢倉ヲ造ル、黒門・太鼓門ノ門楼ヲ立、屏ヲカケ直シ、三ノ曲輪ノ大城戸五ヶ所共ニ門楼ヲ造ル、其外矢庫々々、惣屏大方建ツ、城内ノ屋形修造アリ、郭内ノ土屋舗ヲ建テ続ケ、郭外ニモ土屋舗ヲ割ル、片端ナド此時出来ルト云フ、亦枝町ノ家ヲツメケ、並ヲ能シ、宮村町ノ辺ニ歩行土ノ屋舗ヲ造ル、栗林ニアリシ極楽寺ヲ南門ノ外めとうだ川ノ南端、本町西ケ輪ノ裏ニ移ス」とあります。天守を建て、全ての堀を深くし、幅を広くし、土塁を築き、石垣で固め、黒門・太鼓門を建て、小笠原氏の築いた5カ所の大城戸を門楼（櫓門）とし、三の丸の武家地に屋敷を建設し、城下町にも武家地を設けたことがわかります。また、城下町の町屋を建設し、整備を進めました。

この他、総堀東側の捨堀の築造を進めたとされていますが、慶長18年（1613年）、石川康長は大久保長安事件に連座して改易され、豊後国佐伯（大分県佐伯市）に配流となり、途中で終了しています。

なお、天守の築造年代については諸説ありますが、松本市は、平成元年に設置した「国宝松本城築城年代懇談会」の答申（平成2年）に基づき、康長の手によって文禄2年から3年（1593年から1594年）の間に造られたものと推定しています。また、「公文編冊 全 旧各藩城郭調並下地ニ関スル部 付属図面トモ 地理掛」（長野県立歴史館行政文書）には、廃藩時に旧松本藩から明治政府に引き渡された松本城内の建物について記載があり、天守については、「文禄二年癸巳年築立」とあり、明治5年の段階で松本藩が天守の築造年代を文禄2年と認識していたことがわかります。

このように、松本城の整備は小笠原氏により着手され、石川氏により近世城郭・城下町としての姿が整えられました。ただ、この時期には城下町には空き地が多かったことが『信府統記』には記されており、発掘調査でも16世紀末の段階では、整地は行われているものの、屋敷境がその後の短冊形の地割と異なっていたり、建物の分布が希薄であることが確認されており、文献上の記述を裏付けています。

(4) 江戸時代の松本城と歴代城主

石川康長が改易された後、小笠原秀政（貞慶の子）が飯田から入封しました。秀政は石川氏に引き続き、城下町の整備を進め、『信府統記』には、「天正年中父貞慶当城主ノ時、城下枝町ノ割り名ヲ定メラシカ共、家ハツバカズ村々ニアリシ処ニ、当時ハ軒端立チツラナリ、繁盛昔ニ越ケルトナリ、慶長十九年秋、鎌田村ヨリ天神ノ社ヲ宮村明神ノ社内ニ勧請、前ニ馬場ヲ設ケテ、天神馬場ト号ス」とあり、旧領の飯田から従ってきた人々が入ってきたこともあり（飯田町は飯田から来た職人たちが入った町とされています）、城

下町の充実がうかがえます。城下町の発掘調査でも、短冊形の地割が17世紀初頭から見られ始めることが確認されており、これを裏付けています。

秀政とその長男忠脩^{ただなが}は、慶長20年(1615年)の大坂夏の陣において戦死し、家督は次男の忠真^{ただまね}が継ぎ、元和3年(1617年)に播磨国明石(兵庫県明石市)に転封となりました。かわって戸田康長が上野国高崎(群馬県高崎市)から入封しました。

康長は城の北側の下級家臣団屋敷地の造成を行っています。寛永10年(1633年)、康長の子康直の時に播磨国明石(兵庫県明石市)へ転封となりました。

次いで松平直政が越前国大野(福井県大野市)から入封しました。直政が松本藩主であった時期は短く、寛永15年(1638年)までですが、『信府統記』には「此時天守並二門々修覆アリ、本城ノ東ケ輪渡リ樓ハ、此時出来タルトモ云伝エリ、二ノ曲輪ノ内西ノ方ニ城米倉ニ軒ヲ建ル、南門ノ外川端ニ厩ヲ造ル、是ヲ外馬屋ト云、又六九馬屋トモ云、五十四疋立ナルガ故ナリ、是ヨリ此辺ヲ六九ト称来レリ、今ノ新町片端等土屋舗ヲ建ツ、田町ノ東ケ輪ニ与力同心ノ屋舗ヲ立ル」、『寛永十四年大工・木挽・鍛冶 畳師役銀之事』(河辺文書)によれば、「御本城御殿・天守・四方御門・矢倉・惣御囲御修復・御本城東方へ長多門立、二之丸へ御殿立、同御城米蔵立、大手御門外西へ大御馬屋立、惣木戸数十ヶ所新キ立・・・」とあり、城郭の整備として門、櫓等を修復し、二の丸御殿(石川氏の時代に建設されたともいわれています)、多聞櫓^{たもん}、八千俵蔵の建設を行い、城下町には六九^{ろくく}に厩^{うまや}を建て、武家地の屋敷の整備を進めたことがわかります。また、月見櫓、辰巳附櫓についても、将軍家光(直政の従弟)を松本城に迎えるために増築したとされています。

直政は寛永15年(1638年)に出雲国松江(島根県松江市)に転封となり、次いで堀田正盛が武蔵国川越(埼玉県川越市)から10万石(関東にも知行地があり、松本は7万石)で入封しました。正盛は老中として幕府の中核にいた人物であったため、松本に常勤していたわけではなく、わずか4年で下総国佐倉(千葉県佐倉市)に転封となりましたが、三の丸の上土に蔵を建設しました。

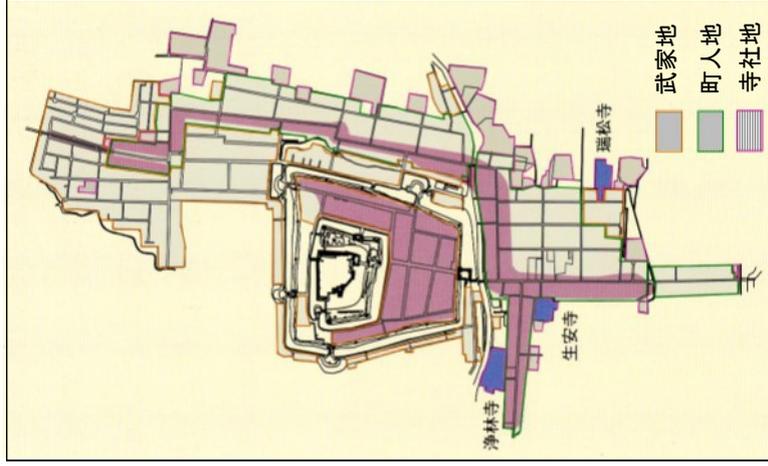
堀田氏の後、寛永19年(1642年)に水野忠清が三河国吉田(愛知県豊橋市)から入封しました。この後、水野家は6代にわたり松本藩主となります。忠清の治世には、「本城北ケ輪ノ屏石垣破損シケルニ依テ、早速修覆アリ、二ノ曲輪辰巳ノ隅の櫓破壊シテ、タムミテ古材等ハ外ニ積置テ渡シ給フニヨリテ、御普請アリ、此矢倉ノ下ニ古ヨリ冷水涌出ルガ故ニ、材木ヲ埋メテ地形ヲ堅メ、井ケ輪ヲフタセリ、石垣ヲ三方ヨリ築キ、西ノ方ヨリ中ヲアケテ井戸アルナリ、俗ニ此井水ヲテマガリト云伝フ、二重櫓新ニ建直ル」と『信府統記』にあり、石垣の修理、二の丸の辰巳隅櫓の改修を行いました。水野氏の事績として5代目の忠幹^{ただもと}が享保7年(1722年)から編纂させ、享保9年(1724年)に完成した『信府統記』があります。松本藩の地誌として、歴史・地理・経済等多岐にわたる記載があります。このうち、「松本城地形間数記」には、城郭の規模が詳細に述べられている他、城下町についても現在伝わっている城下町の各町名(親町三町、枝町十町、二十四小路)とその規模、軒数が記載されており、この頃には城下町の整備がほぼ完了したと考えられます。享保10年(1725年)、6代目の水野忠恒は江戸城松の廊下で刃傷事件を起こし、改易となりました。この後約半年間は幕府直轄となり、松代藩真田家が松本城を管理しました。

享保11年(1726年)に戸田光慈が志摩国鳥羽(三重県鳥羽市)から入封し、以降明治維新を迎えるまで9代にわたり戸田氏が松本藩主となります。翌年には本丸御殿が火災に見舞われました。松本移封前の享保2年(1717年)にも江戸屋敷を火災で失っていた戸田氏は、立て続けの巨額の出費によって本丸御殿の再建はできず、政庁は二の丸御殿に移されました。しかし、手狭であったことから、郡所や町所は大手門西側の城下町の六九に移され、また藩主の私邸である古山地御殿を増築しました。

戸田氏入封直後の地図として、「享保十三年秋改松本城下図」があります。これは松本城下町全体を表した精度の高い絵図で、江戸時代の松本城と城下町を示す基本図の一つとなっています。また、この図を元に作成された「天保六年松本城下絵図」は、明治維新後も藩庁から筑摩県に引き継がれ、使用されました。

幕末には、藩主戸田光則^{みつひさ}の下、戊辰戦争で官軍に属し、北越、会津などに転戦しました。それを記念した碑が本丸内に設置されています。明治2年に信濃国で最初に版籍を奉還し、戸田光則は松本藩知事に任命されます。明治3年から廃仏毀釈が行われ、戸田氏は菩提寺である全久院を率先して取り壊しました。廃仏毀釈は全国的に行われましたが、松本藩は特に盛んであった地域の一つで、城下他藩内の多くの寺院が取り壊されました。明治4年に廃藩置県が実施され、松本藩は松本県となり、光則は知事を解任され、華族に列せられて東京へ去り、146年にわたる戸田氏の治世が終わりました。

小笠原貞慶による整備

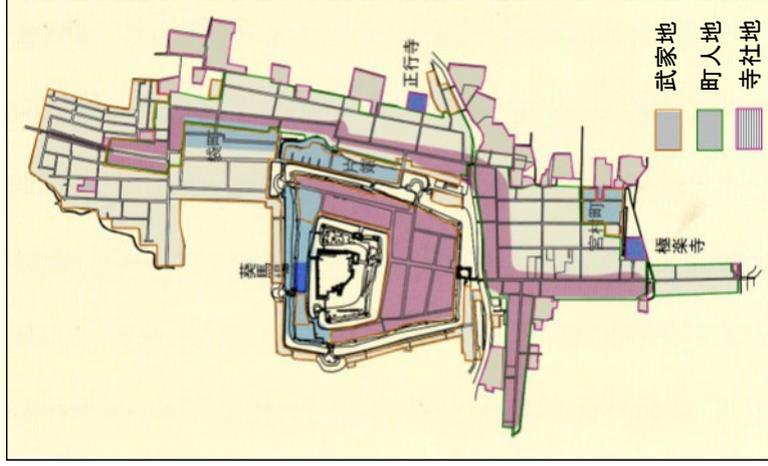


小笠原貞慶は深志城の名を松本城と改め、三の丸以南を大幅に整え、町割りをして城下町の基礎を作った。

地蔵清水と泥町（柳町）にあった町人町を残らず本町に移し、東町、中町を作り、安原町、伊勢町は名前を変え、町屋を建設していった。和泉町、横田町、飯田町、小池町、宮村町、馬口労町の町割りをした。

浄林寺を山辺の林から伊勢町へ移し、瑞松寺を飯田町から宮村町へ移した。

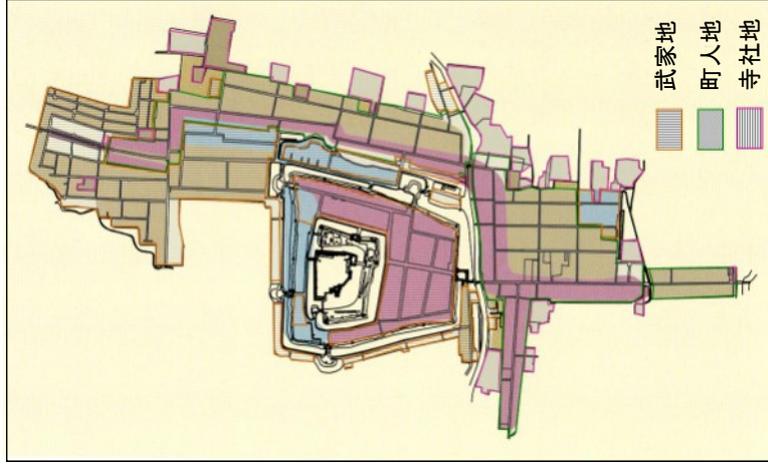
石川氏による整備



石川氏は、城下町では片端、袋町、三の丸の葵の馬場に武家屋敷を作り、町人町の中の宮村町にも武家屋敷を作った。

また、正行寺や極楽寺を栗林村（現在の松本市島立）から移した。

小笠原氏～松平氏による整備

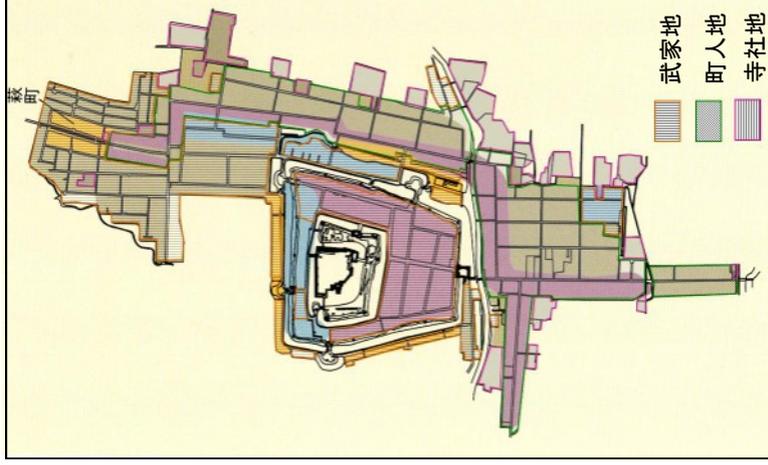


小笠原氏は伊勢町、飯田町、小池町、宮村町、和泉町、安原町、横田町、山辺小路、馬喰町に家を建て並べた。などの枝町を建設した。また、馬町（博労町）を新たに作った。鎌田村にあった天満宮を宮村町に移した。

戸田氏は御徒土町や堂町に武家屋敷を建てた。

松平氏は六九馬場を作り、新町、田町、片端に武家屋敷を整備した。

水野氏による整備



水野氏の時代までに、松本城下はほぼ整備された。

萩町、上土、鷹匠町、出居番、西堀町に武家屋敷を整備した。

町人町は、親町三町・枝町十町が整えられ、小路も「二十四小路」になり、職業によって住むところが決められていた。町人町の周辺には寺社が配置され、城下町の姿がはつきりした。

「信府統記」と「大守累年記」を基にしていますが、異同があります

第3図 城下町の形成過程（概念図）

3 松本城と城下町の概要

(1) 松本城と城下町の範囲

城郭としての松本城の範囲は、大手門から内側を「城内」と呼び、空間的には総堀から内側を指します（第3図）。三重の水堀（内側から内堀、外堀、総堀）で囲まれ、内側から本丸、二の丸、三の丸となっています。本丸には天守、御殿が置かれ、政庁及び藩主の居住空間であり、城郭の中核部です。二の丸には二の丸御殿、古山地御殿が置かれ、本丸御殿焼失後は、両御殿が政庁及び藩主の居住空間となりました。外堀の外側の三の丸は、上級家臣団の屋敷地及び作事所等の藩施設が置かれました。松本城の平面形は逆台形を呈し、東西・南北とも最大600メートルあり、総面積は約39万平方メートルです（第5図）。

松本城の南側・東側・北東側には城下町が展開し、城内と城下町は5つの門で連結されていました。城下町は、武家地、町人地、寺社地から成り、善光寺街道及び野麦街道沿いに形成されました。西側は低湿地のため城下町は発達せず、湿地や水田などの耕作地が広がっていました。

松本城と城下町の東側には、女鳥羽川が北から南に流れ、松本城の南西側で流路を西に変え、城下町を南北に分けています。また、城下町の南側には薄川が東から西に流れ、二つの河川は松本城と城下町の防御の役割も果たしていました。城下町は、中山道の洗馬宿から北に分かれて善光寺（長野市）へ向かう善光寺街道、越後国糸魚川へ向かう糸魚川街道、飛騨国高山へ向かう野麦街道、信濃国武石（上田市）へ向かう武石街道が分岐する交通の要衝でした。

(2) 松本城の平面構成

ア 本丸

天守と本丸御殿が置かれ、松本城の最も重要な場所です。平面形はおおむね北東隅（折廻し櫓）を扇頂とする中心角ほぼ90度の扇形を呈しており、南西隅に天守が、中央に本丸御殿があり、厩、番所等も置かれていました。本丸御殿は政庁及び藩主の居所でしたが、享保12年（1727年）に焼失した後は再建されず、その機能は二の丸御殿及び古山地御殿に移されました。

本丸の周囲は、西面の乾小天守の北側から埋門南側石垣までの間を除いて土塁で囲まれ、外周は全て石垣となっています。北面はほぼ直線に造られていますが、絵図によっては折れが表されている箇所があります。石垣上には堀が設置され、東寄りに北裏門がありました。内周は土坡で腰石垣がありました。

東面は黒門北側で折れがあり、内周も石垣で固められ、石垣上は北東隅に折廻し櫓が、黒門との間には多聞櫓が設けられていました。

南面は南東隅に本丸への正式な門である黒門枡形を置き、その西側は横矢掛を設け、石垣上には堀が巡っていました。月見櫓東側は石垣との間に水門（埋門）が設けられ、堀に降りる岩岐（石階段）がありました。

西面は、乾小天守北側には土塁はなく、北に向かって石垣があり、そこから直交して西側に埋門南側石垣が築かれ、埋門から北面外周石垣までの部分が突出する平面形をしており、堀が巡らされていました。

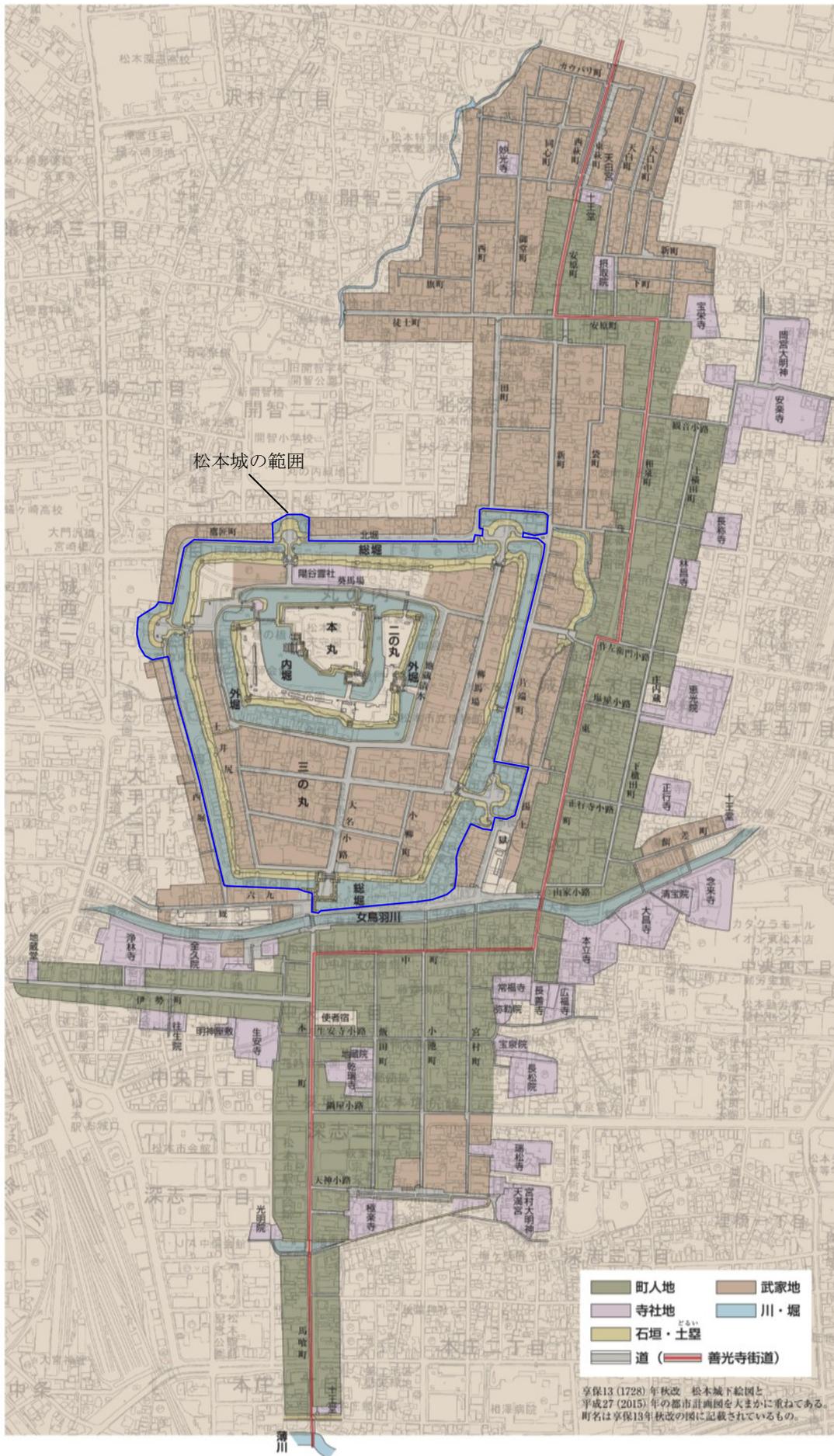
本丸の城門は黒門・裏門・埋門・水門（月見櫓南脇）の4カ所があります。黒門と裏門は櫓門で、埋門は上部に堀のある堀御門でした。土橋により黒門は南側の二の丸と、裏門は北側の三の丸と結ばれていました。正門は南東隅にある黒門で、南側に開口する出枡形の門であり、一の門、二の門とも南側に開校し、一の門は東側が矩折りになっており、L字形の平面形をしています。北裏門も西側が矩折りになっており、T字型の平面形をしています。

本丸南西隅に位置する天守は5棟から成り、うち天守、乾小天守、渡櫓が石川康長により文禄2年から3年（1593年から1594年）に、月見櫓及び辰巳附櫓が松平直政により寛永年中（1630年代）に築かれたと推定されています。天守を低湿地に築くため、天守台石垣のうち、大天守の載る石垣の中には土台支持柱を設け、大天守の荷重を支えています。また、軟弱な地盤のため、天守台石垣の法勾配は緩やかで、高さも6メートル程度と高くはなく、石垣の基礎部分には筏地形と呼ばれる石垣を支えるための材が配され、内堀には地盤を安定させるための杭列が打ち込まれていました。

イ 内堀

本丸の南側をU字形に取り囲み、両岸とも石垣となっています。内堀の幅は天守の周囲では60メートルに及び、深さは現状の水位から3m以上あり、断面形態は二の丸側が深い片薬研（かたやげん）となっています。

水野氏の時代の絵図には、埋門から二の丸瓦門北側に埋門板橋と呼ばれた橋が架かっていましたが、戸



第4図 松本城と城下町

二の丸の東側に二の丸御殿があり、本丸御殿焼失後は政庁としての役割を担いました。二の丸の南側は、南東に古山地御殿が、その西側に蔵がありました。古山地御殿は、石川数正によって藩主私邸として建てられたもので、本丸御殿焼失後に戸田氏が増築して新御殿を建てました（石川氏の時代は簡山寺、水野氏の時代は古山寺、後の戸田氏の時代は古山地と表記されました）。二の丸の西側に御用米（幕府直轄の非常用米）の米蔵である八千俵蔵、^{えんしやうぐら} 焰硝蔵等がありました。後の戸田氏の時代には、八千俵蔵の北から西側にかけて、お花畑や茶室が置かれ、将軍からの拝領の松も植えられていた華畑と呼ばれた庭園区画があり、内堀側には船着場が設けられていました（図版6・7）。

その北側には、二の丸及び三の丸と土橋で接続していた浮島状の平坦地があり、ここに深志城主島立貞永を子の貞政が祀り、深志城の鎮守としたとされます。後に小笠原氏はここに稻荷社を祀り、水野氏は神田明神を祀りました。水野忠直は、筑摩の三才にこの場所にあった社を移したとされ（現在の重要文化財若宮八幡社本殿）、その後新しく社殿を建てています。

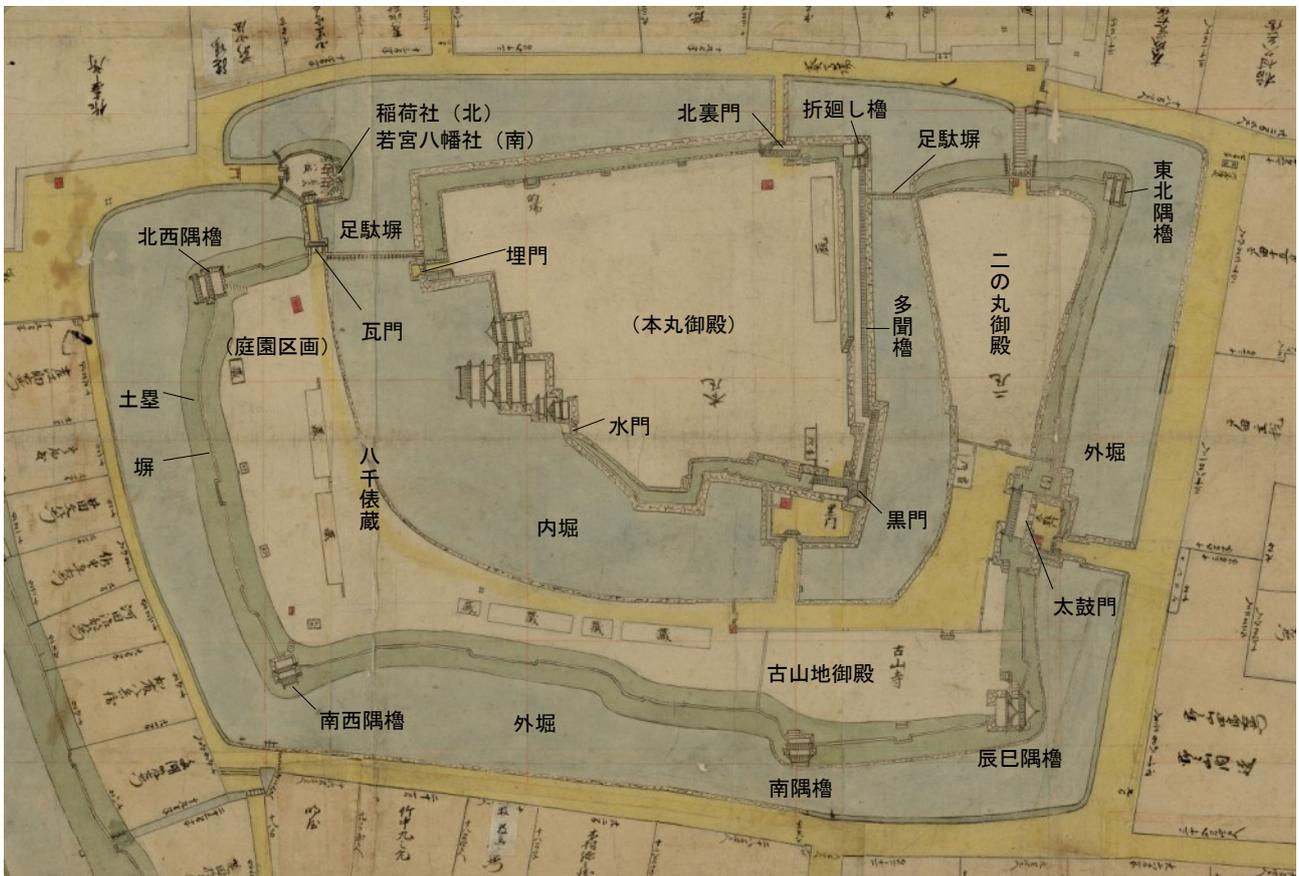
エ 外堀

本丸と二の丸を囲む堀で、平面形は北西部を欠く不整長方形を呈し、外周は約1.2キロメートルありました。外堀の両岸は基本的には土坡ですが、太鼓門周辺、東外堀三の丸側の北半、南外堀三の丸側の一部等は石垣が築かれていました。これまでの試掘調査から、西外堀の二の丸側土坡の法尻には、後述の総堀と同様、土留めと防御を兼ねたものと考えられる先端を尖らせた杭列が確認されています。

オ 三の丸

三の丸は、上級家臣の屋敷を中心とし、作事所等藩の施設が置かれました。周囲は土塁で囲まれ、土塁上には土塀が巡らされ、四隅及び要所に13の平櫓が設けられていました。土塁の規模は、西総堀土塁整備に伴って実施した発掘調査結果から、敷幅（下面の幅）16メートル前後、馬踏（上面の幅）3.6メートル前後、高さ3.2メートル前後と想定されています。

三の丸には5カ所の門があり、南側中央部に位置する大手門が松本城の正門です。大手門は出柵形の門であり、一の門は南に、二の門は西に開口していました。大手門柵形の一部は、平成24年度に保存を前提とした発掘調査が行われ、柵形を構成していた石垣と総堀が確認されました。石垣は、最下段の積石の



第6図 松本城本丸から外堀までの範囲（「享保十三年秋改 松本城下図」（1728年）の一部）

上に2段程度しか残存していなかったものの、古い様相の野面積みであり、石材も天守・太鼓門と類似するものでした。『信府統記』に石川康長が「三ノ曲輪ノ大木戸五ヶ所共ニ門楼ヲ造ル」と記されており、それと符合するものと思われます。その他の4カ所の門は、北門、東門、北不明門、西不明門あかづのもんであり、いずれも馬出しを持つ門でした。

三の丸に置かれた藩の施設として作事所、藩校崇教館等があり、北不明門東側には、戸田康長の子永兼を祀った陽谷ようこく靈社れいしゃ（後に戸田氏中興の祖戸田宗光＝全久、戸田氏遠祖一色義遠、戸田康長、康長の正室松姫を合祀し五社と呼ばれる）がありました。

カ 総堀

松本城の最も外側を取り囲むのが総堀です。総堀は、一般的には城下町を取り囲む総構えの堀の呼称として用いられていますが、松本城にはこうした堀はなく、三の丸を取り囲む堀を総堀と呼んでいます。

江戸時代の古文書では「三の丸東北之方堀」といった呼び方をしており、総堀（惣堀）という呼称は確認できず、近代以降は外堀と呼ばれることが多くありました。東総堀の史跡追加指定にあたり、長野県による仮指定が行われた際も「松本城外堀（三の曲輪堀跡）」の呼称が用いられています。また、史跡当初指定の指定理由にある「外堀」も「処々に残存せり」とあることから、現在の総堀を指しているものと思われます。昭和42年の東総堀の二度目の史跡追加指定申請の際から「惣堀」という呼称が公式に用いられ現在に至っており、二の丸を囲む外堀と区別するため、比較的最近に用いられるようになった呼称です。

絵図によれば、南側の大手門東側で最大幅約50メートルを測り、総延長は約2キロメートルに達しました。両岸は土坡で、堀側の基部には、先端を尖らせた杭列が総堀各所の発掘調査で確認されており、防御用の装置と土留めを兼ねていたものと考えられます。全国的にも類例が少なく、注目すべき構造です。

松本城周辺は南西に緩く傾斜した地形にあり、堀の水位調整が必要となりますが、馬出しに付属する土橋と東総堀ほぼ中央にある水切り土手（水持ち土手）がその役割を果たしていました。

キ 郭外

東総堀北端部東側には、北門馬出し堀の東側から、捨堀と呼ばれる長さ140メートル程の南北方向の土塁と堀が存在していました。堀は江戸時代の早い段階で埋められたとみられ、元禄以降の絵図等によれば細い水路として残存していたことがうかがわれます。三の丸の外ですが、松本城の外郭遺構です。

(3) 城下町について

城下町は武家地、町人地、寺社地からなり、概ね武家地は松本城の南を流れる女鳥羽川よりも北側に、町人地は南側と善光寺街道沿いに、寺社地は城下町の東側に配されました。

武家地は主に松本城の東側と北側にあり、一部女鳥羽川の南側にも屋敷地がありました。町人地は女鳥羽川の南側を中心に広がり、善光寺街道沿いの本町・中町・東町の親町三町とそれらに付属する枝町十町、更に親町・枝町から分かれる二十四小路から構成されていました。城下町は善光寺街道と野麦街道が通る交通の要衝であり、信濃国各地からの物資の集散地として賑わいました。その様子は、天保14年（1843年）に記された『善光寺道名所図会』に「（前略）城下の町広く大通り十三街、町数およそ四十八丁、商家軒をならべ当国第一の都会にて、信府と称す、相伝ふ牛馬の荷物一日に千駄附入りて、また千駄附送るとぞ、実に繁昌の地なり（後略）」と記されています。江戸時代後期には犀川の水運を利用した犀川通船も始まりました。

(4) 近代以降の松本城の改変と現状

ア 概観

明治維新と廃藩置県によって近世の政庁・軍事施設としての城の時代は終わりました。明治4年（1871年）7月の廃藩置県の後、各地の城郭は兵部省（後に陸軍省）の管轄となります。松本には10月に兵部省の山県狂介（有朋）が入り、松本城本丸と天守が兵部省の所管となり、二の丸は県有地とされました。二の丸御殿は県庁として使用されましたが、本丸を除く二の丸、三の丸の大手門、太鼓門などの門、櫓、堀等は、11月頃から払下げられ、取り壊されました。

明治5年（1872年）、筑摩県が陸軍省に対し天守の取り壊し許可を求める伺書を提出し許可されたため、天守は入札に付され、落札されてしまい、取り壊しの危機を迎えます。これを憂えた下横田町の副戸長の市川量造は、明治6年（1873年）に本丸と天守を博覧会場に拝借したい旨の請願を行い、陸軍省の許可を得て、「松本博覧会」を明治9年までに計6回開催し、その収益で天守を買い戻し、天守を破

却の危機から救いました。

明治6年1月の「全国城郭存廢ノ処分並兵營地等撰定方」（廢城令）により、松本城は「存城」とされ、引き続き陸軍省の管轄の下に置かれますが、明治4年以降の門、櫓等の取り壊しの後も、本丸以外の石垣・土塁は、太鼓門枳形の一部を除いてほとんどが取り崩されました。

本丸、二の丸の明治維新以降の利用状況を概観すると、本丸は天守を会場に松本博覧会が開催された後、明治11年から松本農事協会の農事試験場として使用されました。二の丸は、県庁として使用されていた二の丸御殿が明治9年に焼失し、その跡地が明治11年から松本区裁判所として使用されました。二の丸御殿跡を除く二の丸は、古山寺御殿跡が長野県筑摩出張所として使用された後、明治18年から旧制松本中学校が置かれ、本丸も明治33年からそのグラウンドとして使用されます。図版7及び8に、明治初期から旧制松本中学校が置かれていた当時の状況をうかがうことができます。

この状況は昭和10年に旧制松本中学校が移転するまで続き、その後は、本丸・二の丸は公園や運動場として利用されましたが、第二次世界大戦中であったため、公園としての本格的な整備は行われず、終戦を迎えます。戦後、昭和25年からの天守解体修理を機に、本丸及び二の丸の公園としての整備が行われ、現在に至る公園としての姿に整備されました（図版10）。

三の丸は、絵堀や土塁が残されていましたが、次第に撤去され、周囲の城下町と一体の市街地へと変貌していきました。

イ 本丸

明治4年以降、黒門のほか石垣上の多聞櫓・土塀等は取り壊され、天守と土塁・石垣のみが残りました。本丸御殿跡周辺一帯は、明治11年から松本農事協会の農事試験場として使用され、果樹等が植えられました（図版12）。明治18年に二の丸に旧制松本中学校が設置され、明治33年からはそのグラウンド（図版14）として本丸が使用され、黒門枳形内には旧制松本中学校の校舎が建てられました。これに伴い、太鼓門土橋から直進して本丸内に入るための通路を設けるため、黒門東門台石垣の一部が崩され、その東側の内堀も一部が埋め立てられました（図版8）。また、東側内周の多聞櫓台の石垣はその時期が不明ですが崩されて腰石垣のある土坡に改められています。この他にも、現在の土塁内周は絵図に表されているものと形状が異なっており、近代以降に改変されたと思われますが詳細が不明です。

昭和25年から30年の天守解体修理に合わせて、本丸南側外周石垣が修理されました。また、黒門東石垣も昭和30年に復元され、一の門が昭和35年に復興されました。平成元年には二の門（高麗門）及び袖塀が復元されています。

ウ 内堀

内堀は当時の士族が相互扶助のために城の堀での養魚を目的として結社した松本斉産株式会社による養鯉場として使用され、明治20年に本丸東側部分を除く範囲が国から同社に払下げられています。

内堀南側及び南東部の一部は、明治18年以降に旧制松本中学校の用地確保のため埋め立てられ、この部分には石垣が新たに付加されました。戦後、埋め立てられていた黒門枳形周囲の一部が昭和30年に復元されました。また、昭和30年の天守解体修理竣工に合わせ、埋の橋が内堀西側に架けられました。内堀の土地は、昭和32年に松本斉産株式会社から松本市が購入していますが、その代金の半額は松本城復元工事費に寄附されています。

エ 二の丸

二の丸御殿が筑摩県庁として使われましたが、明治9年に火災により焼失し、御殿北西の幕末期慶応3年（1867年）上棟（竣工は明治改元後か）の御金蔵のみが消失を免れました。跡地には明治11年に松本区裁判所が建設されました（図版17）。裁判所庁舎は明治41年に改築され、昭和53年に移転するまで裁判所用地として存続していました。二の丸のその他の部分は、南東側が長野県筑摩出張所敷地を経て、明治18年には旧制松本中学校の敷地となりました。校舎は二の丸の南側一帯に建てられ、西側には水泳場が造られました（図版8）。旧制松本中学校は、史跡指定後、昭和10年に郊外の蟻ヶ崎（現松本深志高等学校）に移転しました。

正門である太鼓門は明治4年に解体されました。しばらくは石垣も残されていましたが（図版20）、二の丸御殿跡地への裁判所設置後、明治40年頃に北石垣が崩され、南石垣の大半も旧制松本中学校校舎建設に伴い、玄蕃石周辺以外は崩されました。周囲の土塁は、二の丸御殿跡周囲は明治11年の裁判所設

置に伴って崩されたと考えられます（図版15）。南隅櫓周辺の一部はしばらく残されており、校地南側に設けられた旧制松本中学校正門と深瀬橋（現在大名町から松本城公園への入口になっている土橋の位置）を写した明治18年の写真（図版18）では、門の手前に削られた土塁と南隅櫓の一部が確認できます。明治22年頃の写真（図版19）では確認できないため、その間に崩されたと考えられます。

太鼓門桁形の石垣は明治時代に一部が取り崩されましたが、昭和40年代以降に順次復元されました。現在の太鼓門桁形（一の門・二の門及び袖堀）は平成3年に石垣修理を実施し、平成11年に復元されました。北門台石垣上の太鼓櫓は、根拠資料が不足していたため、復元には至っていません。

オ 外堀

外堀は、東外堀の太鼓門から北側部分を除き、先述の松本斉産株式会社の養鯉場として使用されました。東外堀は、二の丸御殿跡に置かれた裁判所入口が埋め立てられ土橋とされ、北外堀の二の丸御殿跡裏御門橋も土橋にされました（図版8）。南外堀は、旧制松本中学校の開校時に橋が架けられ、明治34年から37年にはこの部分が土橋にされ、現在に至っています。更にこの土橋から西側の南外堀及び西外堀は松本斉産株式会社により大正8年頃から昭和初年にかけて埋め立てられ、宅地となりました。

裁判所入口土橋は二の丸御殿跡整備に伴って昭和59年に堀に復元され、二の丸裏御門橋は平成2年に木橋に復元されています。また、現在、埋め立てられた南・西外堀の復元事業に取り組んでいます。

カ 三の丸と総堀

三の丸には上級家臣の屋敷や藩の諸施設がありましたが次第に全て撤去され、跡地を利用して警察署や郡役所、銀行等の公共的建築物や寺社が建てられました。大手門が明治4年に壊され、土塁上の土塀、櫓も全て撤去されました。

土塁は、時期差はあるものの大半が取り崩され、堀の埋立て等に用いられたとみられます。現在残存する総堀土塁は、史跡整備された西総堀土塁の他、北総堀沿い、東総堀沿いの3か所のみです。大手門石垣は明治9年に撤去され、平成24年に行われた発掘調査では、築石の大半が撤去されていたことが明らかになっています。その石を用いて千歳橋が架け替えられ、明治13年の明治天皇行幸の錦絵等にも表されています。また四柱神社の御幸橋（図版26）や本町の緑橋にも転用されました。

総堀は順次埋め立てられていき、現在では東側北半部及び北総堀東端部の約350メートルを残すのみとなっています。南側の総堀西半部は、その南に広がる市街地とのつながりから、明治時代になると早い段階で埋められています。明治11年には四柱神社が現在地に建てられ、南総堀東半部の一部が埋め立てられました。これによって総堀と女鳥羽川に挟まれた細長い土手状の地形であった縄手は、三の丸と地続きになりました。西側の総堀も、大正13年の地図では市街地となっているため、その頃までには埋められたことがわかります。北側の総堀は、昭和9年以前の地図には記載があり、昭和初期までは残っていました。

松本城と城下町を区分していた総堀の埋立てや土塁の取り崩しにより、三の丸内の市街化と城内と城下町との一体化が進み、かつての区分がわかりにくくなりました。また明治時代の大火により、江戸時代の建物は失われており、町割がかつての姿を留めています。東総堀は宅地化や道路事情の変化の中で法面部分が埋められて石垣が築かれ、水面のみが残っている状況です。総堀のその他の痕跡としては四柱神社御幸橋が架かる部分の池があります。

キ 城下町

明治時代の大火、特に明治45年の大火により、江戸時代の街並みはほとんど失われましたが、現在も道筋はほぼそのままの様相で残り、閑静な住宅街となっています。町人地の短冊型の地割や武家地の地割が現在の宅地や店舗の境界に引き継がれている場所も多くあります。橋倉家住宅や高橋家住宅はわずかに残った武家屋敷であり、それぞれ県・市の文化財指定を受けています。中でも高橋家住宅は、松本市立博物館の施設として公開されています。

道筋は明治22年に東町から北の道が上田町（現上田市）に向かう長野県道第二路線（現国道143号）の一部として整備された際に大きく変更された箇所もありますが、善光寺街道沿い（萩町、安原町等）を除くとほぼ江戸時代当時の姿を留めています。明治35年に鉄道（篠ノ井線）が開通し、駅前を中心に新しい市街地が拡大していき、現在では駅前の発展がめざましいですが、本町等の古くからの市街地と駅前が一体となって商業地区を形成しています。現在では商店・住宅が混在し、宿場の面影はほとんど

残っていません。更に五十連隊が東北の方向に設置され、新しく道も開かれました。近代になり、広い土地を利用して学校や病院施設が建築され、また周辺部からの流入などによる人口の増大とともに市街地化されました。また、寺院の多くは明治初年の廃仏毀釈に遭っていますが、その後復活したものもあり、現在も寺院が集中して存在する地域となっています。

4 松本城周辺の社会的環境

(1) 松本市の位置

松本城のある松本市は、長野県のほぼ中央部に位置します。平成17年の旧松本市、東筑摩郡四賀村、南安曇郡梓川村、安曇村、奈川村、平成22年の東筑摩郡波田町との合併を経て現在に至っています。面積は978.77平方キロメートルです。市域の60パーセントは山林であり、市域の東西に広く分布しています。市域の中央部が、南北に細長い松本盆地の中央部であり、平坦地が広がっています。

(2) 交通

松本市の現在の幹線道路の多くは、江戸時代の街道を引き継いでおり、道路交通網の結節点であるという点も変わっていません。善光寺街道は犀川沿いに道筋を変えて国道19号に、糸魚川街道はほぼ同じ道筋で国道147号に、野麦街道はほぼ同じ道筋で国道158号に、武石街道は三才山峠（トンネル）に道筋を変えて国道254号に、それぞれ継承されています。明治22年には上田市に向かう県道第二線路が造られ、現在の国道143号となっています。現在はこれらに加えて中央自動車道が平成4年に全通し、東京、名古屋といった大都市圏とつながり、上信越道を経て新潟県等と結ぶ大動脈となっています。

また、明治35年に篠ノ井線が開通し、松本駅は城下町の南西郊外に設けられました。その後明治44年の中央本線の全通によって東京、名古屋と、昭和32年には大糸線が全通して糸魚川と結ばれました。

近代以降は輸送の主力は牛馬・人力から鉄道に替わっていきます。開通当初こそ閑散としていた松本駅前でしたが、従来の城下町（南側町人地）とつながっていき、現在のような一体となった商業地区を形成するようになりました（図版11）。

(3) 松本城周辺部の土地利用

第7図に示したとおり史跡松本城（本丸・二の丸）の北側は、第1種・第2種住居地域となっており、南側は商業地域となっており、江戸時代の城下町の在り方をほぼ踏襲しているといえます。それに加えて前述のように駅前の市街地と一体となっている様子をよく示しています。南側の商業地域は、戦後近代化事業が行われ、現在に至っています。明治期の大火や、近代化が行われたこともあり、江戸時代の城下町らしい町並みは、町割を除きほとんど残っていません。松本城二の丸の周囲一帯は市街地となっており、特に南側には一面ビルが立ち並んでいます。

特に高度経済成長期以降、松本市街は大きく近代化しました。松本城南側の本町等も、昭和41年に近代化事業が行なわれ、その後昭和50年代には松本市を主会場に開催されたやまびこ国体（昭和53年）を契機に駅前の区画整理事業が実施されました。本町等の旧市街と駅前には、近代的なビルが立ち並ぶ街となり、江戸時代には松本で最も高い建物であった松本城天守も、完全な平城であることもあり、市街地の中に埋没し、その姿は三の丸からは限られた場所からしか望むことができなくなっています。

(4) 観光都市として

松本市は、松本城、上高地などの重要な観光資源があり、観光都市としての側面を持っています。また国際会議観光都市の指定を受けており、松本観光コンベンション協会も整備され、近年の外国人観光客の増加にもつながっています。

また、松本市街地一帯は、扇状地の扇端部であるため地下水位が高く、中心市街地には井戸や湧水が多くあり、これらは平成20年に「まつもと城下町湧水群」として環境省による平成の名水百選に選定されています。この湧水は、江戸時代から松本城下町の水源としても用いられてきました。江戸時代後期には、源池周辺の湧水地帯から城下町へ木樋による引水が行われ、町の辻には溜井戸が設けられ、人々に使われていたことが、城下町跡での発掘調査や古文書等により明らかとなっています。現在でも、松本市の水源の一つとして利用され、城下町の風情をしのばせる観光資源ともなっています。

5 松本城とその周辺の土地利用規制・関連諸計画

松本城とその周辺地域においては、これまで本市のシンボルである松本城の眺望景観を保全し、調和を図るまちづくりを重視し、史跡松本城・国宝松本城天守の保存・活用・整備に加えて様々な観点から歴史的景観の保全に関する取組みを進めています。表1のように松本城とその周辺の土地利用や景観保全に関連する法令及び諸計画が定められており、概要は以下のとおりです。

(1) 法令・条例

ア 文化財保護法（昭和25年5月30日 法律第214号）

松本城は、大正8年に制定された史跡名勝天然記念物保存法（以下「旧法」という）により、昭和5年11月19日に国の史跡として指定されています。昭和25年以降は、旧法を廃止して制定された文化財保護法の規定に基づき、建築物・工作物等の設置・除却等の史跡の現状変更等の行為については、事前に文化庁長官の許可が必要となります（文化財保護法第125条）。

イ 都市計画法（昭和43年6月15日 法律第100号）

(7) 都市公園

史跡松本城は、都市公園として都市計画決定された区域に含まれています。一部公園として未開設の範囲にあつては、建築物の建築等に当たっては市長の許可が必要となります（都市計画法第53条による一定の建築制限が課されます）。

(4) 用途地域

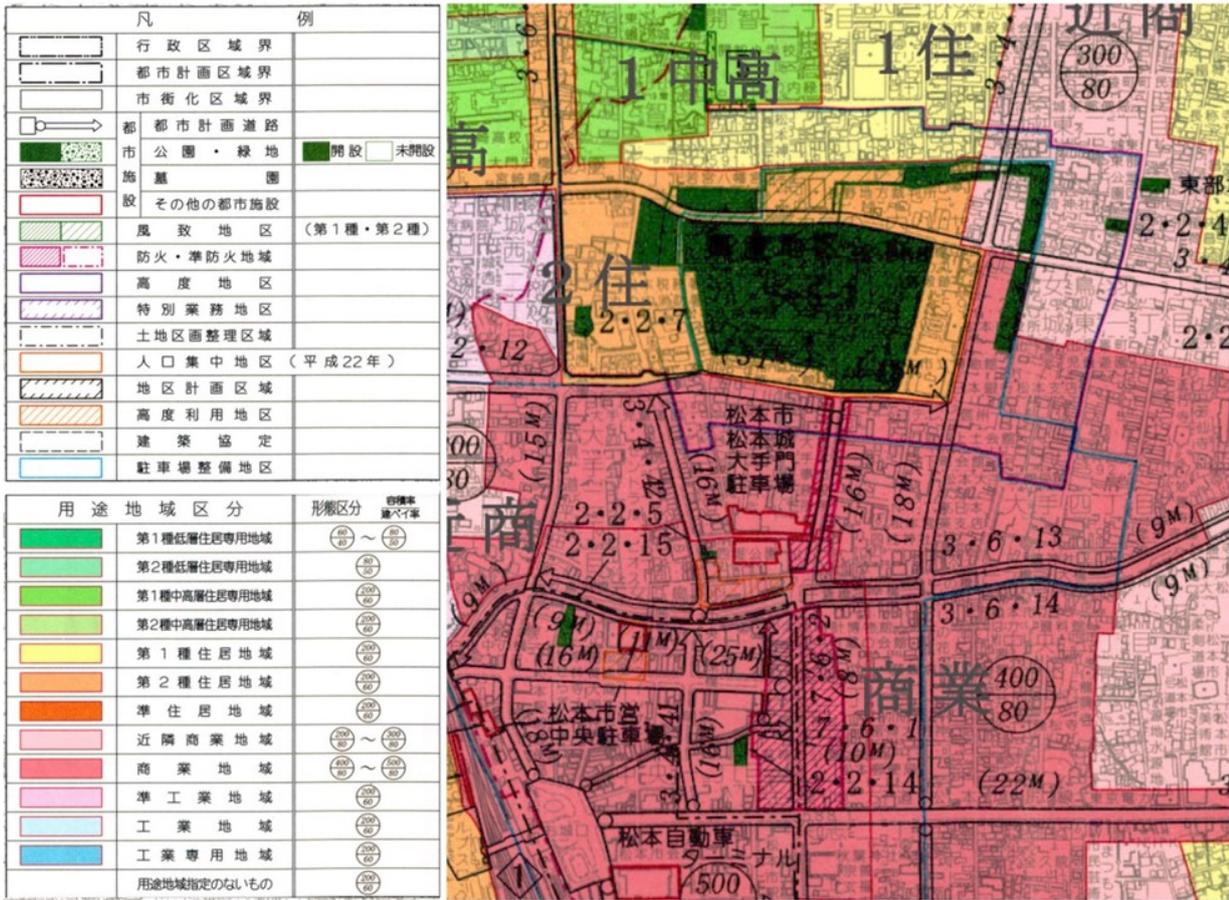
都市計画法第8条（地域地区）の区分により、史跡松本城のうち、本丸地区・二の丸地区は第二種住居地域、東総堀は近隣商業地域と商業地域、西総堀土墨跡は商業地域に指定されており、建築物の規模（建ぺい率・容積率）、用途に制限が設けられています（第7図）。

(4) 風致地区

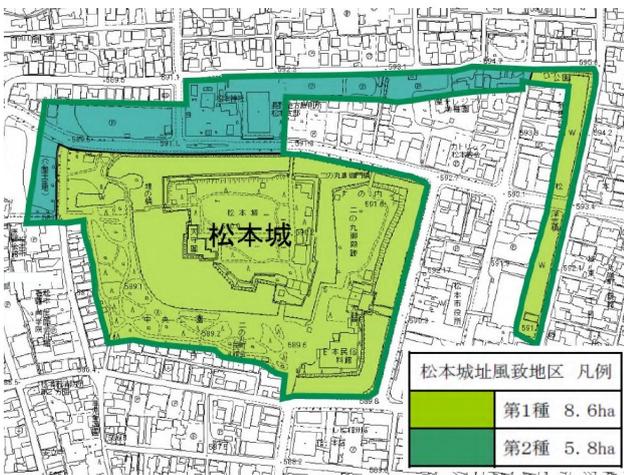
昭和15年に指定された松本城址地区（14.4ヘクタール）は、松本市を代表する歴史性と緑の拠点としての役割を担うため、史跡松本城およびその周辺が指定されています（第8図）。「風致地区」とは、都市における良好な自然環境の維持・保全を目的として、自然的・歴史的要素に富んだ地域または樹林に富んだ住宅地域等において定めるものです。風致の維持を図るため、地区内で建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為を行う場合は市長の許可が必要となります。

表1 関連法令・諸計画一覧

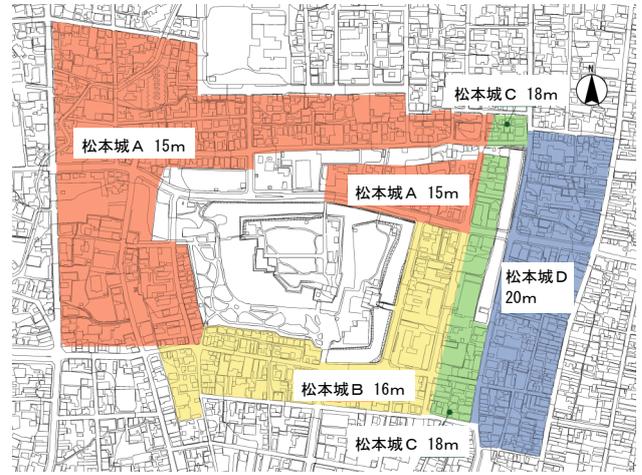
	名称	所管等	指定・策定等年月日等
法令・条例	ア 文化財保護法（史跡指定）	文化庁	昭和5年11月19日
	イ 都市計画法 （都市公園、用途地域、風致地区、高度地区、防火・準防火地域）	国土交通省 建設部公園緑地課 建設部都市政策課	---
	ウ 松本市都市公園条例	建設部公園緑地課	昭和32年3月30日条例第4号
	エ 松本市景観条例	建設部都市政策課	平成20年3月6日条例第3号
	オ 松本市屋外広告物条例	建設部都市政策課	平成20年12月18日条例第62号
上位計画・関連計画等	ア 松本市総合計画(基本構想2020・第10次基本計画)	政策部政策課	平成23年3月策定(期間：平成23～32年度)
	イ 松本市教育振興基本計画	松本市教育委員会 教育政策課	平成24年3月策定
	ウ 松本市都市計画マスタープラン	建設部都市政策課	平成22年3月策定
	エ 松本市景観計画	建設部都市政策課	平成20年4月策定
	オ 松本城三の丸地区整備基本方針	建設部都市政策課	平成27年3月策定
	カ 緑の基本計画	建設部都市政策課	平成27年3月策定
	キ 松本市歴史的風致維持向上計画	建設部都市政策課	平成23年6月認定(期間：平成23～32年度)
	ク 松本城およびその周辺整備計画	松本市教育委員会 松本城管理事務所	平成11年9月策定
ケ 国宝松本城天守保存活用計画	松本市教育委員会 松本城管理事務所	平成27年3月策定	



第7図 松本都市計画図（史跡松本城とその周辺部）



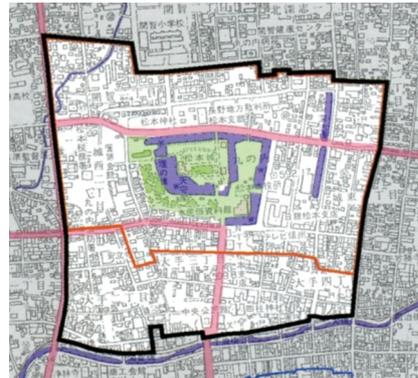
第8図 風致地区区分図



第9図 高度地区区分図



第10図 屋外広告物規制図



第11図 景観計画お城地区

(1) 高度地区

平成13年3月に、建築物の高さ制限を定めた高度地区（32.6ヘクタール）が指定され、松本城本丸及び二ノ丸内から望む北アルプス及び美ヶ原を中心とした東山の優れた景観保護、松本城天守の存在感保持、また松本城周辺の住環境の保全を図っています（第9図）。

(2) 防火・準防火地域

史跡指定地は準防火地域に該当し、建築物については用途により内・外装に一定の制限が発生するほか、消防用設備等の設置が義務付けられています。

ウ 松本市都市公園条例（昭和32年3月30日 条例第4号）

史跡松本城及びその周辺は、松本城公園（総合公園）として都市計画決定されています。

・総合公園 松本城公園 松本市丸の内1番1

エ 松本市景観条例（平成20年3月6日 条例第3号）

それまでの松本市都市景観条例を全面改正し、景観法の規定に基づく事項その他良好な景観形成に必要な事項を定め、魅力あるまちづくりに資することを目的として制定したものです。この景観条例に基づき、松本市の景観形成の指針となる松本市景観計画を、平成20年4月に策定しています。

オ 松本市屋外広告物条例（平成20年12月18日 条例第62号）

看板・各種サイン等の掲出及び設置に対し、良好な景観形成、風致の維持及び公衆への危害防止を目的とした規制を行う条例であり、松本市の特性を踏まえた独自の屋外広告物条例としています。本市の魅力である北アルプスや美ヶ原高原などの山岳眺望と松本城を中心とした歴史的景観の保全のため、屋上広告物や野立て看板の規制を強化するなど、独自条例としての有効性と実効性を確保しています。本条例において、史跡松本城は禁止地域に該当し、景観計画重点地区である「お城地区」及び「お城南地区」は、この条例においても特別な規制を行う地区として、各地域の許可基準に加え、屋上広告物の禁止・色彩制限の上乗せをした行為制限を定めています（第10図）。

(2) 上位計画及び関連計画

ア 松本市総合計画（基本構想2020・第10次基本計画）

将来の都市像を「健康寿命延伸都市・松本」として、平成23年3月に策定された松本市の諸計画の最上位の計画であり、平成23年度から32年度を計画期間としています。

「健康寿命延伸都市・松本」とは、健康づくりを核とし、経済、産業、観光、教育、環境、都市基盤整備など様々な分野が連携し、「心と体」の健康づくりと「暮らし」の環境づくりを一体的に進めることです。そして、互いに助け合い、学びあい、安心して暮らせる持続可能なまち、夢と希望にあふれ、住んでよかった、住んでみたいと思えるまちを、主役である市民と行政との協働で創造していくとしています。

総合計画の基本施策の一つに、「城下町まつもとの再生」を掲げています。これは、松本市の歴史の核であり、松本市民の誇りでもある松本城を市民とともに次世代に伝承するとともに、松本城外堀復元と内環状北線道路整備を一体的に行い、松本城をとりまく歴史的な景観形成を図り、松本城の玄関口である大手門枡形周辺の整備を行うなど、松本城を中心としたまちづくりを総合的に進めることを示す内容です。

イ 松本市教育振興基本計画

平成24年3月に策定された教育行政の推進に係る基本的な計画であり、本計画の上位計画です。「学都松本」を掲げる本市が、市民とともに進める教育のめざすべき方向性及び目標を明らかにする「基本構想」と、目標ごとの具体的な事業などを定める「基本計画」で構成されています。「基本計画」は、教育分野を六つの柱に整理し、19の基本施策を掲げ、「5 歴史・文化資産の保護と活用」の中に「松本城の保存・整備と活用」として、史跡整備事業等の各種事業を位置付けています（第12図）。

ウ 松本市都市計画マスタープラン

都市づくりの将来像を「ゆとりと活気にあふれる、自然共生都市」とし、平成22年3月に策定し、平成37年度を目標年次としています。「安全で安心してゆとりを持って暮らせる都市」、「美しい環境を未来へつなぐ都市」、「熱気と活気にあふれ輝く都市」を将来像として描いています。その実現に当たって四つの都市づくりの目標を設定し、更に具現化するための基本方針を設け取り組んでいます。

地域別構想では、城下町として栄えた中心市街地を含む地域である中央部地域、中央北部地域の将来像をそれぞれ「歴史的遺産や豊かな水と緑を活かしたうのおいのある広域交流拠点」、「豊かな自然や歴史

文化と調和したうらおいのある文教のまち」としており、整備方針では、城下町にふさわしい歴史的・伝統的街並み景観を保全し、水辺空間を活用したうらおいのある景観形成を図ることとしています。

エ 松本市景観計画

松本市は四季折々の表情が美しい自然に囲まれ、また由緒ある歴史的資源や、人々が育んできた文化的資源など、世界に誇るべき豊かな景観資産に恵まれています。このすばらしい景観を守り、育て、未来へと引き継ぐため、本市における景観形成の指針として策定したものです。この計画には、景観重点地区を定める規定を設けており、松本城周辺地区は「お城地区」として指定し、景観のシンボルである松本城と城下町松本の景観を保全し、かつ景観的魅力が高まるように独自の基準を設けています（第11図）。

オ 松本城三の丸地区整備基本方針

松本城南・西外堀復元事業や内環状北線整備事業などの松本城を中心としたまちづくりを推進するため、これらの事業の実施によって大きく変化することが予想される二の丸町会や大名町及び土井尻地区を中心とした三の丸地区において、両事業と一体的なまちづくりを進めていくことが必要であることから、平成27年3月に整備基本方針を策定したものです。概要は以下のとおりです。

○三の丸（大名町・土井尻エリア）一体が「松本城内」であることを意識し、まち全体で歴史や文化を感じ、多世代が住まい、交流活性化による賑わいを創出する拠点として、多様な都市機能を備えた魅力あるまちづくりを進める。

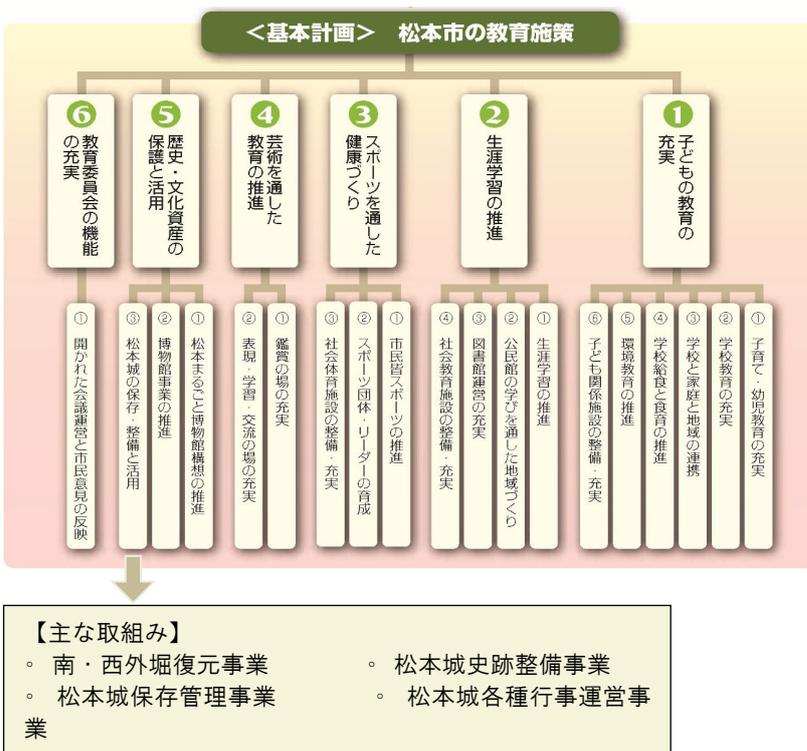
○中心市街地へ自家用車での乗り入れを極力制限するとともに、「城下町まつもと」の回遊性を高め、来訪者が満足感を得られる空間の在り方を整理し、歩行移動を促すオープンスペースの確保と高質化を図る。

カ 緑の基本計画

「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。「まちの将来像」として「いのち育む ころ育む 水と緑のまち 松本」を定め、市内を五つのエリアに区分し、それぞれの将来像と取り組むべき施策を定めています。松本城は「中心市街地エリア」に含まれ、「『湧水や緑陰の周りに人々が集まり、賑わいを作り出している』まち」を将来像とし、主な施策として「文化財や寺社と一体となった樹木等の保全」が掲げられ、松本城史跡整備・保存管理事業に合わせた緑の在り方を検討することとしています。

キ 松本市歴史的風致維持向上計画

松本市は、北アルプスや美ヶ原高原などの山並みを背景に望み、国宝松本城を中心とする約400年前に形成された町割や、歴史的建造物などの歴史的資源が四季折々の美しい表情を見せています。また、豊かな湧水による水めぐる城下町は、先人たちにより生まれ、受け継がれ、人々の営みが、道祖神を始めとする様々な習俗、祭礼といった文化的資源を心の拠り所として継承されています。そして、これらが一体



第12図 松本市教育振興基本計画の体系

松本市の維持向上すべき歴史的風致

松本市は、北アルプス連峰や美ヶ原高原などの山並みを背景に望み、国宝松本城を中心とする約400年前に形成された町割や、歴史的建造物などの歴史的資源が四季折々の美しい表情を見せている。また、豊かな湧水による水めぐる城下町は、先人たちにより生まれ、受け継がれ、人々の営みが、道祖神を始めとするさまざまな習俗、祭礼といった文化的資源を心のよりどころとして継承されている。そして、これらが一体となって良好な市街地の環境が形成され、松本市固有の歴史的風致を生み出している。

第13図 松本市歴史的風致維持向上計画の概要

となって良好な市街地の環境が形成され、松本市固有の歴史的風致を生み出しています。

松本城を中心とする城下町は、町割や歴史的建造物と人々の伝統的な活動が一体となって良好な市街地を形成し、松本の風情、情緒を醸し出している代表的な地域であり、また歴史的風致が損なわれつつある課題もあることから、松本城と城下町及びその周辺に重点区域を設定し、松本城南・西外堀復元事業や、松本城大手門桁形周辺整備事業のほか各種施策・事業を行う計画を定めています。

ク 松本城およびその周辺整備計画

昭和52年に策定した「中央公園整備計画」を引き継ぎ、平成11年9月に史跡松本城の整備基本計画として策定したものです。本計画において、整備の基本方針を4項目定めています。

- ・ 国宝松本城天守及び史跡松本城の歴史的・文化的価値を重視し、文化財保護の見地に立って、その保全及び復元を行うとともに、観光資源的機能と都市公園の性格や機能にも配慮する。
- ・ 本丸、二の丸の全域において、史実に基づく遺構の復元整備、城跡にふさわしい施設を整え、かつ城構えを踏まえた史跡の範囲の拡大を目標とした整備を行う。
- ・ 史跡外に残る城郭関係遺構についても調査をすすめて、その保護と活用をはかり、併せて歴史的景観の保全につとめる。
- ・ 松本市の歴史的シンボルとして、文化・教育面に資するとともに、その向上発展を目指す。

更に基本方針を踏まえて、本丸地域・二の丸地域・三の丸地域、歴史的町並の保存の区分を設け18の整備項目を掲げ、それぞれの整備内容を定めています。本計画に基づき史跡松本城とその周辺部の整備事業が進められ、現在に至っています。

ケ 国宝松本城天守保存活用計画

国宝松本城天守の保存、活用の基本方針を定めるため、文化庁の「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」に基づき平成27年3月に策定したものです。天守の保存と活用に係る保存管理計画、環境保全計画、防災計画、活用計画、保護に係る諸手続きを定めています。